

慶應SFC学会会則

2002年3月6日定
2002年7月3日改定
2003年7月9日改定
2004年10月6日改定
2005年10月5日改定
2007年2月28日改定
2012年6月27日改定
2014年6月25日改定
2015年6月24日改定
2016年6月22日改定
2019年4月3日改定
2020年4月1日改定
2023年2月28日改定

第1条 本会は慶應SFC学会と称する。

第2条 本会は総合政策学部、環境情報学部、看護医療学部および政策・メディア研究科、健康マネジメント研究科の研究・教育活動を促進し、学外との交流を深めることを目的とする。

第3条 本会には正会員、準会員、学生会員、名誉会員を置く。

2 正会員は、原則として湘南藤沢3学部および2研究科の専任教員とする。ただし、理事会は、専任に準ずる有期の教員を正会員とすることもできる。

3 理事会は、湘南藤沢キャンパスを卒業あるいは修了した者および退職した教員で、その後本人の希望により資格申請した者を準会員とすることができる。また、理事会は、湘南藤沢キャンパスコミュニティで活動している特任教員、非常勤教員、SFC研究所上席所員、SFC研究所所員ならびにSFCに勤務する職員で、本人の希望により資格申請した者を、準会員とすることもできる。

4 学生会員は、湘南藤沢キャンパスに在籍する学部生ならびに研究科の学生とする。ただし、理事会は、研究科の特別学生を、学生会員とすることができる。

5 理事会は、湘南藤沢キャンパスを定年退職した教員を、名誉会員とすることができる。

第4条 本会は第2条の目的を達成するために以下の事業を行う。

1. 各種出版物の刊行

2. 講演会、シンポジウム、セミナーなどの開催
3. その他

第5条 本会には以下の役職を置くことができる

1. 会長 1名
2. 副会長 3名
3. 理事 湘南藤沢キャンパスを構成する各学部、各研究科の代表者を含む若干名
4. 監事 2名以上

第6条 会長は正会員の中から理事会の推薦を経て総会において決定する。

- 2 副会長、理事は会長の推薦を経て総会において決定する。
- 3 監事は理事会の推薦を経て総会において決定する。

第7条 会長は本会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は会長を補佐する。
- 3 会長、副会長および理事は理事会を組織し、会務を執行する。
- 4 監事は、会長、副会長および理事の会務の執行を監査する。

第8条 理事会は予算及び決算を作成し、総会に報告する義務がある。

- 2 理事会は会務の執行に必要な組織を設けることができる。
- 3 理事会は、会則および会の目的に適合する範囲で、会務の執行に必要な運営規則を設けることができる。この規則の制定、改廃については総会の承認を得なければならない。

第9条 本会役職者の任期は2年とする。再任は原則3回までとする。任期は、原則として、10月1日に始まるものとする。

第10条 本会の最高議決機関として正会員を構成員とする総会を置く。総会は会長が召集する。ただし、理事会の発議に基づき臨時総会を召集することもできる。総会の議長は会長または副会長が務める。

第11条 本会の経費は会員の納める学会費、学会資料購読費等、その他を以てこれに充てる。

- 2 経理業務の取り扱いについては、総会が定める慶應SFC学会経理規定による。
- 3 学会費、学会資料購読費等の金額は別にこれを定める。

第12条 本会則の改廃は総会の議を経てこれを行う。